

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	令和3年11月10日 06時30分ごろ
発生場所	香川県観音寺市真浦港 伊吹港赤埼灯台から真方位065°240m付近 （概位 北緯34°07.5′ 東経133°32.0′）
事故の概要	旅客船NEW IBUKI IIは、着棧操船中、棧橋に衝突した。
事故調査の経過	令和3年11月29日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客船 NEW IBUKI II、113トン 143728、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（船舶所有者）、香川県観音寺市（船舶所有者及び船舶管理人）、株式会社真鍋海運（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾側格納式タラップ部が曲損 棧橋 手すり部が曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約15m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、運航管理者1人及び旅客4人を乗せ、左舷方から風速約15m/sの風を受けた状況下、船長が真浦港の棧橋に入船左舷着けで着棧しようと、バウスラストを使用して棧橋に接近し、船体が棧橋と平行状態となった後、甲板員が船首係留索のレッド（以下「本件レッド」という。）を放った。</p> <p>本船は、船首がいつもより陸岸に寄った状態であったので、棧橋の一部が船体で隠れ、船長が棧橋側の作業状況を確認することができなかったものの、いつもどおり係留索が棧橋側に取りれていると思い、機関を中立運転としたところ、バウスラストの電源が消失し、船体が風で圧流され始めた。</p> <p>本船は、船長が、圧流され始めてから本件レッドが風に煽られて棧橋に届かなかったことに気づき、後進一杯として棧橋から離れようと思ったものの、間に合わず、そのまま圧流されて右舷方に設置された棧橋（以下「本件棧橋」という。）に入船右舷着け状態となった。</p> <p>本船は、船長が後進で本件棧橋から離れようとした際、本船の右舷船尾側格納式タラップ（以下「本件タラップ」という。）と本件棧橋の手すり部とが衝突した。</p> <p>本船は、船長が乗客の状況を確認し、出港地の観音寺市観音寺港に</p>

	<p>引き返した後、運航管理者が海上保安庁等へ本事故の報告を行った。</p> <p>船長は、甲板員に操舵室との連絡用無線機を持たせていたものの、日頃から係留作業を甲板員に任せ、報告等を受けていなかった。</p> <p>船長は、本件レッドが棧橋に届いていないとの報告を受けていたら、後進一杯で棧橋から離れ、本件棧橋との衝突を回避できていたと、本事故後に思った。</p> <p>バウスラストは、本事故後、機関修理業者が点検したところ、異物を噛み込み、過負荷状態となって安全装置が作動し、電源が消失したことが分かった。</p> <p>本事故当日は、出港時に風速約10m/sの風が吹いていたものの、真浦港に近づいた時、突然運航中止基準に該当する風速約15m/sの風が吹き出した。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、左舷方から風速約15m/sの風を受ける状況下、入船左舷着けの目的で着棧操船中、船長が、棧橋側の作業状況が確認できなかったものの、いつもどおり棧橋側に船首係留索が取れていると思い、本件レッドが棧橋に届いていない状況で機関を中立運転にしたことから、その後バウスラストの電源が消失し、後進一杯として棧橋から離れようと思ったものの、風に圧流されて本件棧橋に入船右舷着け状態となり、後進で離棧しようとした際、本船の本件タラップと本件棧橋の手すりとが衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、日頃から係留作業の状況報告を受けておらず、また、本事故時、船首がいつもより陸岸に寄った状態で棧橋の一部が船体で隠れていたことから、船長が棧橋側の作業状況を確認することができなかったものと考えられる。</p> <p>バウスラストは、異物を噛み込み、過負荷状態となって安全装置が作動し、電源が消失したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、左舷方から風速約15m/sの風を受ける状況下、入船左舷着けの目的で着棧操船中、船長が、棧橋側の作業状況が確認できなかったものの、いつもどおり棧橋側に船首係留索が取れていると思い、本件レッドが棧橋に届いていない状況で機関を中立運転にしたため、その後バウスラストの電源が消失し、後進一杯として棧橋から離れようと思ったものの、風に圧流されて本件棧橋に入船右舷着け状態となり、後進で離棧しようとした際、本船の本件タラップと本件棧橋の手すりとが衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>船舶借入人は、本事故後、乗組員に対して、離着棧作業を行う際には、船長の指示に従って作業を行うとともに、逐次、船長へ作業状況を報告するように周知徹底を図った。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、離着棧作業の状況等が確認できない場合には、作業に当</li> </ul>

たっている乗組員に対して随時報告を求めること。

- ・ 船長は、日頃から離着棧時にバウスラストが突然停止するなどの非常事態を想定し、操船を行うよう心掛けること。